

議第26号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年 2月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「7,836人」を「7,814人」に改め、同項第2号中「36人」を「38人」に改め、同項第5号中「2,157人」を「2,148人」に、「863人」を「864人」に改め、同項第9号イ中「1,327人」を「1,299人」に改め、同項中「14,779人」を「14,722人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

事業内容及び業務執行体制の見直し、水道事業に係る職員数の減員等に伴い、職員の定数を改定する必要があるので提案する。